

# 下水道グローバルセンター規約

平成 23 年 1 月 2 日 制定  
平成 24 年 1 月 27 日 一部改正  
平成 25 年 4 月 23 日 一部改正  
平成 28 年 2 月 25 日 一部改正  
平成 29 年 5 月 31 日 一部改正

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この機関は、下水道グローバルセンター（以下、GCUS : Japan Global Center for Urban Sanitation という。）という。

(目的)

第 2 条 GCUSは、国及び地方公共団体並びに海外のビジネス展開に意欲的な下水道関連企業、大学等の国際協力活動、国際交流活動を支援し、世界の水・衛生問題や地球温暖化問題の解決に貢献するとともに、それらの活動の成果を国および地方公共団体等の下水道施策に反映させ、もって我が国の下水道の発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 章 事業

(事業)

第 3 条 GCUSは、次の事業を行う。

- 一 海外におけるプロジェクト形成に資する諸活動の支援
  - 二 海外の下水道関係団体等とのネットワーク・ニーズマッチングの支援
  - 三 海外におけるプロジェクトに必要な技術の評価の支援
  - 四 我が国の下水道技術に係る国際標準化及び調査・研究の支援
  - 五 国際会議及びセミナーなどの開催の支援
  - 六 海外からの研修員の受け入れ及び会員を対象とした研修活動の支援
  - 七 世界水フォーラム及びその関連会議への参画の支援
  - 八 海外における水展示会への参加の支援
  - 九 その他、前条の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業に係る活動のため、必要に応じて国別、課題別グループを設けることができる。

## 第 3 章 組織

(会員)

第 4 条 GCUSの会員は、理事会員、企業会員及び特別会員で構成する。

- 2 理事会員は、別に定める分担金を納入しなければならない。
- 3 企業会員は、運営委員会で定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第5条 GCUSに入会しようとする者は、別に定める入会申込書をセンター長（第7条に定めるセンター長をいう。）に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 前項において、企業会員として入会しようとする者は下水道に関する業を営む法人とし、入会申込書の提出にあたっては2者以上の会員の推薦状を添付しなければならない。ただし、第4条における理事会員の団体に属している場合には、推薦状の添付を省略することができる。

(退会)

第6条 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。ただし、既納の会費は、返却しないものとする。

(役員及び顧問)

第7条 GCUSに次の役員を置く。

- 一 センター長 1名
- 二 運営委員長 1名
- 三 監事 2名

- 2 GCUSに、下水道に造詣の深い者を顧問として置くことができる。

(役員を選任)

第8条 センター長は（公社）日本下水道協会理事長とする。その他の役員は会員である組織に所属する者のなかから運営委員会（第11条に定める運営委員会をいう。）で選任する。

(監事の任期)

第9条 監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員職務)

第10条 センター長は、GCUSを代表しその事務を統括する。

- 2 運営委員長は運営委員会の議長を務める。
- 3 監事は、GCUSの会計事務を監査する。
- 4 顧問は、センター長または運営委員長の求めに応じて意見を述べることができる。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は会員及び別に定める者を持って構成する。

- 2 運営委員会は、GCUSの事業方針、会員の入会、解散及び残余資産の処理、予算・決算の審議、その他資産の管理に係る重要事項を決定する。
- 3 運営委員会はセンター長が必要と認めたとき招集する。
- 4 運営委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 この規約に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、センター長が運営委員会の議決を経て別に定める。

(審議会)

第12条 GCUSに有識者からなる審議会を置く。

- 2 審議会はGCUSの目的を達成するために必要な重要な方針などについて審議し、GCUSに助言を行う。
- 3 審議会は少なくとも年1回開催するものとする。
- 4 審議会の構成委員は運営委員会の議を経て別に定める。

(事務局)

- 第13条 GCUSの事務を処理するために事務局を置く（所在地：東京都千代田区内神田2-10-12 内神田すいすいビル内）。
- 2 事務局に事務局長を置く。事務局長はセンター長が任命する。

#### 第4章 会計

(会計年度)

- 第14条 GCUSの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
(資産及び経費の支弁)

- 第15条 GCUSの資産は、会費、分担金、寄付金及びその他の収入により構成する。  
(資産の管理)

- 第16条 GCUSの資産は、センター長が管理する。  
(会計の管理)

- 第17条 GCUSの会計は、事務局長が管理する。

#### 第5章 規約の改正及び解散等

(規約の改正)

- 第18条 GCUS規約を改正しようとするときは、運営委員会の議決を必要とする。  
(解散)

- 第19条 GCUSの解散については、運営委員会において、運営委員現在員数の4分の3以上の議決を経るものとする。  
(残余資産の処分)

- 第20条 GCUSの解散に伴う残余資産は、運営委員会において、運営委員現在員数の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人日本下水道協会に寄付するものとする。

(細則)

- 第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は細則で定めることができる。

附則

この規約は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年1月27日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月23日から施行する。

附則

この規約は、平成28年2月25日から施行する。

附則

この規約は、平成29年5月31日から施行する。